

岐阜県公報

第一千百三十一号

平成二十二年三月十六日

(火曜日)

目次

規則

岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(障害福祉課) 二二四^{ページ}

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

(教育総務課) 二二四

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課) 二二四

告示

有害図書類の指定

(男女参画青少年課) 二二五

医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定

(地域福祉国保課) 二二六

居宅介護事業者等の指定

(同) 二二六

指定介護機関の廃止の届出

(同) 二二九

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 二二九

道路の区域変更

(道路維持課) 二二〇

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 二二二

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 二二二

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 二二二

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 二二二

基本測定の終了

(用地課) 二二五

落札者等に関する公示
岐阜都市計画の図書の縦覧
開発行為の工事の完了

(技術検査課) 二二五
(都市政策課) 二二六
(建築指導課) 二二六

規 則

岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十五号

岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例施行規則（平成三年岐阜県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に定めるところ」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法」に、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）に定めるところ」を「同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準」に改め、同表二の項中「診療報酬の算定方法に定めるところ」を「健康保険法第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法」に、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準に定めるところ」を「同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十六日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項の表に次のように加える。

岐阜県立郡上北高等学校 郡上市立白鳥中学校

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十六日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴 木 嘉 進

岐阜県公安委員会規則第一号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を

次のように改正する。

第五条の五第二項中「第四十九条の二第五項」を「第四十九条の五」に改める。
別表第二身体障害者手帳の項に次のように加える。

肝臓機能障害 一級から三級までの各級

別表第二戦傷病者手帳の項に次のように加える。

肝臓機能障害 特別項症から第三項症までの各級

別表第三東海環状自動車道の項中「関市東志摩地内 美濃関ジャンクション」を「関市広見字昭和新田地内 関広見インターチェンジ」に改め、同表一般国道二十一号の項

中
可児市柿田字池尻九七五番一地先から
同 市中恵土字助太郎三三七一番六〇地先まで

を
可児市柿田字池尻九七五番一地先から
同 市中恵土字助太郎三三七一番六〇地先まで
加茂郡坂祝町勝山字縄手二七〇番一地先から
各務原市鷓沼東町四丁目一番地先まで

に改め、同項の次に次のように加える。

一般国道二十二号(側道)
加茂郡坂祝町深萱字澤渡一番三地先から
同 郡同 町勝山字見城寺四一六番一地先まで
加茂郡坂祝町勝山字見城寺四一六番一地先から
同 郡同 町同 字縄手二七〇番一地先まで

別表第三一般国道四十一号の項中「同 市山之上町字八二七二六番地先」を「加茂郡川辺町石神字伴鳥三四八番地先」に改め、同表一般国道四十一号(側道)の項に次のように加える。

美濃加茂市山之上町字大坪二五七〇番三地先から
同 市同 町字上藤一九〇三番一地先まで
加茂郡川辺町石神字伴鳥三四八番地先から
同 郡同 町同 字東関四六〇番一地先まで

別表第三一般国道三百六十五号の項中「大垣市上石津町牧田字上野二三八番一地先」を「大垣市上石津町打上字渡瀬一〇二七番五地先 三重県境」に改め、同表一般国道四百十八号の項中「関市小瀬字中野二〇二八番三地先」を「関市広見一六四八番七地先」に改め、同表県道岐阜関ヶ原線の項中「同 郡同 町大字北一色字七ツ成四七一番三地先」を「揖斐郡池田町八幡字北出九四五番一地先」に改め、同表県道文殊茶屋新田線の項の次に次のように加える。

県道溝口下白金線

岐阜市溝口上一四八番一地先から
関市下白金鷹屋一三六番一地先まで

別表第三県道富加美濃線の項中「関市下有知字峰形尾五五七〇番一七地先」を「加茂郡富加町大平賀字後平一五九五番一地先」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第五条の五第二項の改正規定は、平成二十二年四月十九日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百九十六号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

1 並列図書

並列図書	図書	図 書 類 の 題 名	刊 行 年 月	発 行 所、製 作 者 名
並列図書	チャンプロード		2010. 4月号	株式会社 藤田

有限会社工スエー	瑞浪市釜戸町五〇三五 一六	介護予防 居宅療養 管理指導	ささゆり薬局大畑店	多治見市大畑町大洞二 一五	同
有限会社陸医療器	三 大垣市長松町九八 一	介護予防 福祉用具 貸与	有限会社陸医療器	三 大垣市長松町九八 一	同
有限会社陸医療器	三 大垣市長松町九八 一	特定福祉 用具販売	有限会社陸医療器	三 大垣市長松町九八 一	同
有限会社工スエー	三 大垣市長松町九八 一	特定介護 用具販売	有限会社陸医療器	三 大垣市長松町九八 一	同
有限会社工スエー	瑞浪市釜戸町五〇三五 一六	居宅療養 管理指導	ささゆり薬局土岐店	二 土岐市肥田浅野笠神町 一 一二	同
有限会社工スエー	瑞浪市釜戸町五〇三五 一六	介護予防 居宅療養 管理指導	ささゆり薬局土岐店	二 土岐市肥田浅野笠神町 一 一二	同
有限会社工スエー	瑞浪市釜戸町五〇三五 一六	介護予防 居宅療養 管理指導	ささゆり薬局岩村店	二 土岐市肥田浅野笠神町 一 一二	同
有限会社工スエー	瑞浪市釜戸町五〇三五 一六	介護予防 居宅療養 管理指導	ささゆり薬局岩村店	七 恵那市岩村町一六五五	同
有限会社工スエー	瑞浪市釜戸町五〇三五 一六	介護予防 居宅療養 管理指導	ささゆり薬局岩村店	七 恵那市岩村町一六五五	同
有限会社工スエー	瑞浪市釜戸町五〇三五 一六	介護予防 居宅療養 管理指導	ささゆり薬局宝町店	一 多治見市宝町一三三	同
株式会社工リアサポートジ ヤパン	可児市広見六四八 一	介護予防 通所介護	笑	三 可児市川合一八九 三 可児市フオート川合二〇三	同
株式会社工リアサポートジ ヤパン	可児市広見六四八 一	介護予防 通所介護	笑	三 可児市川合一八九 三 可児市フオート川合二〇三	同
社会福祉法人三輪会	岐阜市三輪七七六 二	居宅介護 支援事業	居宅介護支援事業所ほらど	一 関市洞戸通元寺二六一 番地	同
ピノキオ商事株式会社	岐阜市向加野二一六 五	居宅療養 管理指導	ピノキオ薬局美山店	八 山県市岩佐高屋前八二	同

平成二二・二二・一

ピノキオ商事株式会社	岐阜市向加野二一六五	介護予防 居宅療養 管理指導	ピノキオ薬局美山店	山県市岩佐高屋前八二一	同
株式会社マル若商店	多治見市小名田町三一五二	認知症対 応型共同 生活介護	グループホーム円	多治見市小名田町三八九	平成二一・二二・二三
株式会社マル若商店	多治見市小名田町三一五二	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	グループホーム円	多治見市小名田町三八九	同

岐阜県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
有限会社エスエー	瑞浪市釜戸町五〇三五一六	居宅療養管理指導	ささゆり薬局	土岐市肥田浅野笠神町二二二	同
有限会社ベルアイ	愛知県春日井市東野町六二二一六	訪問看護	訪問看護ステーションさくら	多治見市前畑町一三	同
有限会社はーと	羽島郡笠松町門間二二二六	居宅療養管理指導	はーと薬局	山県市岩佐高屋前八二一	同
有限会社はーと	羽島郡笠松町門間二二二六	介護予防 居宅療養 管理指導	はーと薬局	山県市岩佐高屋前八二一	同

岐阜県告示第二二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものと

された生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

特定非営利活動法人宅児老所案らく

新 多治見市坂上町二三八
旧 多治見市高田町一四七二二

通所介護

特定非営利活動法人宅児老所案らく

新 多治見市坂上町二三八
旧 多治見市高田町一四七二二

平成二一・一一・一六

特定非営利活動法人宅児老所案らく

新 多治見市坂上町二三八
旧 多治見市高田町一四七二二

介護予防通所介護

特定非営利活動法人宅児老所案らく

新 多治見市坂上町二三八
旧 多治見市高田町一四七二二

同

特定非営利活動法人宅児老所案らく

新 多治見市坂上町二三八
旧 多治見市小田町一二三三六

訪問介護

特定非営利活動法人宅児老所案らく

新 多治見市坂上町二三八
旧 多治見市小田町一二三三六

同

特定非営利活動法人宅児老所案らく

新 多治見市坂上町二三八
旧 多治見市高田町一四七二二

介護予防訪問介護

特定非営利活動法人宅児老所案らく

新 多治見市坂上町二三八
旧 多治見市高田町一四七二二

同

岐阜県告示第二百一十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
-------	-----	---	---	--------	-------------	----------	----

県道	本庄線	揖斐郡揖斐川町長良字白石五四〇番三地先から同郡同町同字同五四五番一地先まで	後	八四三・六	前	五八二・五	八・四
----	-----	---------------------------------------	---	-------	---	-------	-----

岐阜県告示第二百一十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	本庄線 揖斐川線	揖斐郡揖斐川町長良字白石五四五番一地从先から 同 郡同 町同 字同 五五五番地先まで	A	八〇 二・五	二九・五	
			B	七五 二七・五	八・〇	
		揖斐郡揖斐川町長良字白石五四五番一地从先から 同 郡同 町同 字同 中裏二九八番一地从先まで	後 B	七五 二七・五	八・〇	

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年二月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ひなたぼっこげんき村
- 三代 表 者 の 氏 名 上原 福美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県土岐市駄知町九〇二番地の三七七
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び心身に障害をもつ者とその家族に対して身体的、精神的支援活動に関する事業を行い、地域社会に福祉の充実をはかり、子供の健全育成と共に共生出来る場を持つ活力ある町作りに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年二月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ村
- 三代 表 者 の 氏 名 小笠原 孝也
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市茄子川字中畑一―二番地七四七
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の高齢者に対して、小規模多機能ケア施設の設置運営に関する事業を行い、利用者本人及びその家族にとって違和感のない生活の継続に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名 称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
加藤脳神経外科クリニックス	岐阜市長住町九 一八	脳神経外科 神経内科	精神通院	平 成 三・三・一

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
ハースみずほ調剤薬局	瑞穂市別府三三〇 一	精神通院	平 成 三・三・一

(訪問看護)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
くわのみ訪問看護ステーション	恵那市岩村町飯羽間一六一九	精神通院	平 成 三・三・一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年三月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日
平成二十二年三月五日

二 届出者の氏名又は名称
株式会社ヤナゲン 外

三 建物の名称及び所在地
ヤナゲン大垣本店

大垣市高屋町一丁目五六番地 外
変更した事項

建物設置者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 水上洋
(変更後) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 小山秀雄

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年三月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年三月三日

二 届出者の氏名又は名称

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

三 建物の名称及び所在地

西友岐阜華陽店

岐阜市五坪一 一〇 一〇 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友 職務執行者 エドワード・ジェームス・カレッジスキ

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 野田亨

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年三月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年三月三日

二 届出者の氏名又は名称

合同会社西友

三 建物の名称及び所在地

西友改田店

岐阜市西改田字若宮六一 外

四 変更した事項

建物設置者の代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友 職務執行者 エドワード・ジェームス・カレッジスキ

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 野田亨

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年三月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年三月三日

二 届出者の氏名又は名称

上新電機株式会社

三 建物の名称及び所在地

西友多治見店・上新電機多治見店

多治見市上山町一丁目八番 外

四 変更した事項

建物設置者の代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友 職務執行者 エドワード・ジェームス・カレッジスキ

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 野田亨

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年三月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業
流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年三月三日

二 届出者の氏名又は名称

オリエンタル商事株式会社

三 建物の名称及び所在地

西友桜ヶ丘店

可児市桜ヶ丘六丁目七四 三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジスキ

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 野田亨

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模
小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年三月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業
流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

見書を提出することができる。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年三月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社岐阜農協共済福祉事業団

三 建物の名称及び所在地

ヤナゲンFAL店

瑞穂市稲里字村西五八〇 一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 水上洋

(変更後) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 小山秀雄

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模
小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年三月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業
流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年三月三日

二 届出者の氏名又は名称

フクタル株式会社

三 建物の名称及び所在地

ショッピングセンターひらおか

加茂郡八百津町八百津四二五〇番地の一

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友 職務執行者 エドワード・シエームス・カレッジスキ

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 野田亨

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省

国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(国土調査に伴う基準点測量作業)

三 作業期間

平成二十一年八月二十九日から

同二十二年二月二十六日まで

四 作業地域

高山市、土岐市、加茂郡白川町、可児郡御嵩町

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省

国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(精密水準測量及び地盤沈下調査のための水準測量)

三 作業期間

平成二十一年八月十九日から

同二十二年二月二十六日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡安八町

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称 公共関連システム機器等の貸借及び維持管理業務委託 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成22年1月8日

4 落札者を決定した日 平成22年2月18日

5 落札者の氏名及び住所 岐阜市日置江一丁目58番地

株式会社電算システム

代表取締役 宮地 正直

6 落札金額 96,600,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県県土整備部技術検査課

(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画地区計画 宇佐一丁目東地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十二年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日 岐阜県指令岐建築第三二 号の一〇 平成二一・一一・一六	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称 瑞穂市本田字向島三〇三番一及び三〇 四番一	公共施設の 種類 道路	公共施設の 位置及び区 域 開発登録簿 による	開発許可を受けた者の住所及び氏名 大垣市牧野町一丁目二九三番地の一 岡本住建株式会社 代表取締役 岡 本 雅 量
--	--	-------------------	-------------------------------------	---

平成二十二年三月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
一
岐阜文芸社